

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
次期災害対処能力評価モデルに係る調査研究		教訓研本研-Z 2 5 0 3 0 2
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7 年 4 月 1 4 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部で実施する次期災害対処能力評価モデルに係る調査研究役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 A B及びG L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 Dの1.2による。

1.2.1

運用解析装置

G S - C 9 0 6 5 6 6 Cにおいて借り上げをしている、主に陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第3研究室（以下，“教訓研本3室”という。）が所掌する運用解析に使用する情報システムをいう。

1.2.2

災害対処能力評価モデル

K L O - Z 7 0 1 3において改修された、地震動強さの評価機能、地震による津波遡上の評価機能、地震及び津波による建物、道路及び人的被害評価機能を有するとともに、これにより算出した被害状況を反映させた陸路移動を評価するアプリケーションソフトウェアをいう。

1.2.3

C O T S

Commercial off The Shelfの略語で、民生品（商用製品及び市販品）をいう。

1.2.4

機能要件

システムが実現する機能を定めることをいう。

1.2.5

非機能要件

機能以外の品質に関する要件を定めることをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009

陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C906566C

運用解析装置借上（延長）

KLO-Z7013

災害対処能力評価モデルの改修

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31. 1. 9）〕

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管庁第807号（令和3年1月21日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）〔装装保第4208号（令和5年3月14日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保のための措置に係る細部要領について（通知）〔装装保第4401号（令和5年3月16日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について（通知）〔装装保第4210号（令和5年3月14日）〕

2 本役務に関する要求

2.1 本役務の背景及び目的

現行の災害対処能力評価モデル（以下，“解析モデル”という。）は、必要性に応じて逐次改修し、システム基盤である運用解析装置において稼働している。また、解析モデルはCOTSのミドルウェアに依存して動作する形態である。一方で、解析モデルの改修時期と運用解析装置の換装時期は異なるため、運用解析装置の換装に伴うミドルウェア、ハードウェアのバージョンアップ等に起因する解析モデルの不具合が顕在化している。上記問題を解決するため、単なる依存機能の互換ではなく、システム基盤及び外部システムとの連携も含めた最適な業務手順（解析モデルを使用した業務プロセス及び処理フロー）案を作成し、これに基づき次期解析モデルに求められる機能要件、非機能要件及びデータフォーマット等を具体化する。

2.2 本役務の内容

2.2.1 現状分析

運用解析の目的を理解の上、必要に応じて関係者へヒアリングを実施し、現行の解析モデルを使用した業務手順を分析する。また、現行の解析モデルを分析し、COTS依存箇所等を確認して問題点を抽出する。

2.2.2 業務要件定義

現状分析で得られた結果を基に、業務の標準化や簡素化を検討し、最適な業務手順（プロセス及びフロー）案を作成する。この際、利用地図データ及び各種GISソフトウェアについてライフサイクルコスト等の観点で比較検討をする。

2.2.3 機能要件及び非機能要件定義

2.2.2 の検討を基に、次期解析モデルのユーザーインターフェース、データ処理機能及びシステム基盤との連携機能を具体化する。併せて、性能要件、拡張性、上位互換性及び中立性についても具体化する。

2.2.4 成果報告書の作成

2.2.1～2.2.3 で実施した内容を、官側が提示する要領に従い文書としてまとめ成果報告書を作成する。

2.3 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 前記 a) の業務従事者が、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において要件定義作成支援業務若しくはシステムコンサルティング業務に従事した経験又は同等の能力を有するものとする。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有するものとする。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢とする。

2.4 提出書類

提出書類は、表 1 によるものとし、第 3 研究室の確認を受けた後、提出するものとする。

表 1—提出書類

番号	納入品及び提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先	様式
1	実施計画書	紙（A4）	1 式	契約締結後、速やかに	第 3 研究室	随意
2	成果報告書			納期に同じ		

2.5 無償貸付品

- a) 契約相手方は、官側と調整することにより、表 2 及び本役務の実施に必要と認めた資料の貸与を無償で受けることができる。貸付場所は、官側が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官側と調整することにより、表 2 及び本役務の実施に必要と認めた資料を官側が指定する場所・日時において閲覧することができる。
- c) 契約相手方は、官側の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守するものとする。

表 2—無償貸付品

番号	名称	形式	貸付時期	貸付場所及び返納場所
1	令和 2 年度災害対処能力評価モデルの改修 納入品	電子記憶媒体	官側との調整による	陸上自衛隊教育訓練研究本部（目黒）

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務は“情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対応を行うものとする。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表等は官側の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、官側が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき、保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

4.3 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等（保護すべき情報等を含む。）の閲覧に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.5 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 K L A 1 A 7 7 3 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 4 日
	作 成 部 課	教育訓練研究本部研究部
	作 成 年 月	令和 7 年 4 月 1 4 日
品 名	次期災害対処能力評価モデルに係る調査研究	
仕 様 書 番 号	教訓研本研－Z 2 5 0 3 0 2	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の 留意事項	備 考
無償貸付品「令和2年度災害対処能力評価モデルの改修 納入品」	- 基本設計書 - 詳細設計書 - 取扱手順書	○ 企業において作成する情報の中に、陸上自衛隊から提供された「保護すべき情報」を用いるもの、あるいはその一部が含まれる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。	

3 特記事項